

“新／真・安芸高田市”の実現へ

副市長を 全国公募

安芸高田市を発展へと向かわせるため、“攻めの要”となるもう一人の副市長を公募し、選考を進めています。未来志向の事業を考案・実行し、変革の原動力となっていただく考えです。新たに真に統合されたまち“新／真・安芸高田市”に、どうぞご期待ください。

公募から着任までのスケジュール

応募受付	1月4日～31日
1次選考(書類選考)	～2月4日
2次選考(Web面接、適性検査)	2月9日、10日、12日、13日
最終選考(対面面接)	2月19日、20日
内定	2月下旬
議会の選任同意	3月中旬
着任	4月1日(予定)

※任期(予定):令和3年4月1日～令和7年3月31日

応募件数
4,115件

問総務課 職員係 ☎お太助フォン 42-5611

制度に関する
お知らせ

行政情報

新型コロナウイルスワクチン接種

新型コロナウイルスワクチン接種は、国の指示のもと、県が協力し市が実施します。現在は実施体制の調整中です。詳細が決まり次第、広報あきたかた、市ホームページ、お太助フォン等でお知らせします。

■接種開始時期…未定

※接種対象時期に「接種券」「案内」などを個別に送付予定です。

※医療従事者、65歳以上の方を優先して接種するよう国から指示されています。

■接種回数………1人2回

※製薬会社ごとに接種間隔が異なります。同じ製薬会社のワクチンを接種します。

■予約方法………コールセンターへ電話で予約

※LINEなどを活用した予約も検討しています。

■接種費用………無料 ※詐欺に注意してください。

接種場所・接種方法は、現在医師会と協議中です。

市ホームページ

https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/koureihukusi/corona_vaccine/



問健康長寿課 健康推進係

☎お太助フォン 42-5633 ☎47-1282

身体障害者手帳の再認定

障害の状態が、「再生医療の適用」や「機能回復訓練」などで変化が予想される場合は、再認定を実施します。再認定の時期に書面で通知しますので、期日までに診断書・意見書を提出してください。

再認定期日の指定がない手帳をお持ちの方は、障害の程度が変わったり、新たな障害が加わったときには、新規交付時と同様に申請してください。

■以下の場合にも届け出が必要で

- 氏名変更
- 住所変更
- 死亡
- 紛失、破損

問社会福祉課 障害者福祉係 担当:好岡

☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130

国民健康保険・後期高齢者医療被保険者の方へ 服薬情報を送付します

病気の重篤化防止や医療費削減を目的として、服薬情報を送付しています。通知を受けた方は、かかりつけ医やかかりつけ薬局で提示し、重複している薬や飲み合わせが悪い薬を確認してください。

《対象者》※以下の全てに該当する方

○国民健康保険の被保険者

- 60歳以上75歳未満の方
- 2か所以上の医療機関で受診した方
- 6種類以上の薬を服薬している方

○後期高齢者医療の被保険者

- 2か所以上の医療機関で受診した方
- 6種類以上の薬を服薬している方

■外出時は「お薬手帳」を携帯しましょう

外出時に思わぬけがや体調不良で病院を利用することもあります。病院や薬局ごとにお薬手帳を作らず一冊にまとめて携帯しましょう。いつも服用している薬やアレルギー等の情報を記録して、いざというときに備えてください。

問保険医療課 医療保険年金係 担当:高橋・深井

☎お太助フォン 42-5619 ☎42-2130

身体障害者手帳 交付申請を受け付けています

さまざまな制度の支援やサービスを受けるために必要な「身体障害者手帳」を交付しています。

《対象者》

身体(視覚、聴覚、平衡、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫)に永続する障害がある方

《申請時必要書類等》

- ①申請書
 - ②指定医師の診断書・意見書
 - ③写真2枚(脱帽、上半身、真正面、縦4cm×横3cm)
 - ④個人番号(マイナンバー)と身元確認ができるもの
- ※①と②の用紙は窓口に設置しています(市のホームページからもダウンロードできます)。

問社会福祉課 障害者福祉係 担当:好岡

☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130

退職時の国民年金手続き

退職後に、厚生年金保険が適用されている事業所に再就職する場合は引き続き厚生年金保険に加入することになりますが、それ以外の場合で60歳未満の方は、国民年金加入の手続きが必要です。

※退職者に扶養されていた60歳未満の配偶者も同様に手続きが必要です。



国民年金被保険者分類		手続き方法
第1号被保険者	退職後に、厚生年金保険の適用事業所に再就職しない60歳未満の方	退職日の翌日から14日以内に離職票など退職したことが分かるもの、年金手帳等基礎年金番号がわかるものを持参し、年金事務所、または本庁・各支所で手続きをしてください。
第3号被保険者	退職後に、「厚生年金保険に加入している被保険者」の扶養になる20歳以上60歳未満の配偶者	配偶者の勤務している事業所を通じて手続きをしてください。

問三次年金事務所 ☎0824-62-3107